

外貨預金規定総則

1. 預入れ、払戻し等

- (1) 外貨預金の預入れ、払戻し、継続および利息支払等にかかる一切の取引は、「外国為替および外国貿易法」ならびに同法に基づく命令規則等(以下「法規」といいます。)により取り扱います。将来、法規が変更された場合も、同様とします。
- (2) この預金の種類ならびに期間、通貨の種類は、当社所定のものに限定します。またこの預金、払戻し、継続および利息支払等にかかる一切の取引は、すべて当社所定の手続により取り扱います。
- (3) 当社がこの預金の残高をこの預金の通貨により払い戻すよう請求された場合でも、当社はこの預金の通貨または所定の外国為替相場により換算したこの預金の通貨相当額の本邦通貨、またはそれらの組合わせのいずれかをもって支払うことができるものとします。その際の換算相場は、後記の外貨定期預金規定(自動継続) 1.(1)および外貨普通預金規定 1. に準じて取り扱います。
- (4) この預金の取引を行うに際しては、外国為替相場の変動により差益または差損が発生することがあることを承認されたものとし、差損については当社は一切の責任を負いません。

2. 変更、取消等

- (1) この預金の預入れまたは払戻しに関する取引日、金額、利率、適用為替相場等の取引条件について一旦合意したうちは、その取引実行の前後を問わず変更または取消はできません。
- (2) 前項にかかわらず、当社がやむをえないと認めて当該取引条件の変更または取消に応じる場合には、これにより発生する一切の手数料、費用、損害金等はお客さまが負担するものとします。

3. 届出事項の変更等

- (1) 印章を紛失したとき、または印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときには、直ちに書面により当支店にお届けください。この届けの前に生じた損害については、当社は責任を負いません。
- (2) 印章を紛失した場合、この預金の元利金の支払は、当社所定の手続をした後で行います。この場合相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

4. 印鑑照合

請求書、諸届その他の書類に使用された印影または署名を、お届け印(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうちは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当社は責任を負いません。

5. 譲渡、質入れの禁止

この預金は、譲渡または質入れすることはできません。

6. 取引明細書

- (1) 当社は外貨預金の取引の内容を通知するため取引明細書を送付しますので、直ちに内容をご確認ください。
- (2) 内容に相違ある場合は、直ちにその旨を当支店にご連絡ください。

7. 差引計算等

- (1) 当社は、弁済期の到来した債権を有しているときは、いつでも所定の方法により、この預金を相殺または弁済に充当することができるものとします。
- (2) 前項の他に相当の事由が生じたときは、当社はいつでもこの預金を解約できるものとします。
- (3) 前記(1)(2)の場合、所定の手続は省略し換算相場は外貨定期預金規定(自動継続) 1.(1)および外貨普通預金規定 1. に準じて取り扱います。

(4)当社に預金保険法第49条第2項の定める事由が生じた場合には、お客さまはこの預金の満期日が未到来であっても、当社に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り、当該相殺額について期限が到来したものととして、相殺することができます。なお、この預金にお客さまの当社に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当社に対する債務でお客さまが保証人となっているものを担保するために質権などの担保権が設定されている場合も、同様の取扱いとします。

(5)前項により相殺する場合には、次の手続によるものとします。

①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には、充当の順序方法を指定のうえ、払戻請求書にお届け印(または署名)により記名押印(または署名)して直ちに当社に提出してください。ただし、この預金で担保されている債務がある場合に、当該債務または当該債務が第三者の当社に対する債務であるときには、お客さまの保証債務から相殺されるものとします。

②前記①による充当の指定がない場合には、当社の指定する順序方法により充当いたします。

③前記①による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当社は遅滞なく異議を述べ、担保、保証の状況などを考慮して順序方法を指定することができるものとします。

(6)前記(4)により相殺する場合の利息などについては、次のとおりとします。

①この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当社に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。

②借入金などの債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当社に到達した日までとして、利率、料率は当社の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては、当社の定めによるものとします。

(7)前記(4)により相殺する場合の外国為替相場については、当社の計算実行時の相場を適用するものとします。

(8)前記(4)により相殺する場合において、借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときは、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済については、当社の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

8.手数料等

(1)この預金の預入れならびに払戻しにあたっては、お客さまは入出金形態により異なる当社所定の手数料、費用などを支払うものとします。

(2)前記 2(2)および 7(1)(2)(4)で発生する費用、損害金などについても前項同様とし、所定の手続を省略し指定口座から引き落とします。

9.準拠法、裁判管轄権

この規定の解釈は、日本の法律によって行われるものとし、万一この預金ならびにこの規定に関し紛争が発生したときは、東京地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

以 上

(2003年9月1日現在)